

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成24年2月28日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	藤江 真理子	議員
5番	早川 直彦	議員	6番	近藤 善人	議員
7番	三浦 桂司	議員	8番	平野 龍司	議員
9番	平野 敬祐	議員	10番	近藤 千鶴	議員
11番	一色 美智子	議員	12番	村山 金敏	議員
13番	近藤 恵子	議員	14番	山盛 左千江	議員
15番	杉浦 光男	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	堀田 勝司	議員
19番	月岡 修一	議員	20番	前山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	吉川 勝美 君
議事課長補佐 兼庶務担当係長	松林 淳 君	議事課長補佐 兼議事担当係長	石川 晃二 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	平野 隆 君
教育長	後藤 学 君	行政経営部長	横山 孝三 君
健康福祉部長	神谷 巳代志 君	経済建設部長	鈴木 重利 君
消防長	三治 金行 君	教育部長	加藤 誠 君
行政経営部次長 兼財政課長	福井 康夫 君	健康福祉部次長 兼医療健康課長	原田 昇 君
会計管理者 兼出納室長	塚本 邦広 君	秘書政策課長	伏屋 一幸 君
総務防災課長	神谷 元弘 君	高齢者福祉課長	原田 一也 君

都市計画課長 前田 鑛 君 環境課長 森 弘和 君
代表監査委員 古橋 洋一 君 監査委員事務局長 犬塚 豊和 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 議席の一部変更について
- (4) 諸報告
- (5) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明
 - 議案第1号 平成24年度豊明市一般会計予算について
 - 議案第2号 平成24年度豊明市国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第3号 平成24年度豊明市下水道事業特別会計予算について
 - 議案第4号 平成24年度豊明市土地取得特別会計予算について
 - 議案第5号 平成24年度豊明市墓園事業特別会計予算について
 - 議案第6号 平成24年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について
 - 議案第7号 平成24年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について
 - 議案第8号 平成24年度豊明市介護保険特別会計予算について
 - 議案第9号 平成24年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について
- (6) 議案上程・提案説明・討論・採決
 - 議案第10号 公平委員会の委員の選任について
 - 議案第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- (7) 承認第1号 専決処分事項の承認について(平成23年度豊明市一般会計補正予算(第5号))
- (8) 議案上程・提案説明
 - 議案第12号 市道の路線廃止について
 - 議案第13号 市道の路線認定について
 - 議案第14号 「豊明を変える」フロンティア会議設置条例の制定について
 - 議案第15号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定について
 - 議案第16号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
 - 議案第17号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - 議案第18号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正に

ついて

- 議案第 19 号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 議案第 20 号 豊明市税条例の一部改正について
- 議案第 21 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 22 号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 23 号 豊明市立公民館条例の一部改正について
- 議案第 24 号 豊明市立図書館条例の一部改正について
- 議案第 25 号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正について
- 議案第 26 号 豊明市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について
- 議案第 27 号 豊明市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 議案第 28 号 豊明市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 29 号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第 30 号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第 31 号 愛知中部水道企業団規約の変更について
- 議案第 32 号 愛知県後期高齢者医療広域連合理約の変更について
- 議案第 33 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第 34 号 平成 23 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 35 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 36 号 平成 23 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 37 号 平成 23 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 38 号 平成 23 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 39 号 平成 23 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 議席の一部変更について
- (4) 諸報告
- (5) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明
議案第1号から議案第9号まで

- (6) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第 10 号及び議案第 11 号
- (7) 承認第1号
- (8) 議案上程・提案説明
議案第 12 号から議案第 39 号まで
- (9) 動議第1号 予算特別委員会の設置について
- (10) 予算特別委員会の委員の選任

午前10時開会

No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 24 年第1回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 24 年豊明市議会第1回定例会を開会いたします。

なお、本日の議会開催に当たり、報道関係者よりテレビ収録の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

市長よりあいさつを願います。

石川市長。

No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

本日、平成 24 年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

間もなく東日本大震災から1年が過ぎようとしています。いまだに、その復興の歩みは遅く、被災者の皆様のご苦労を考えますと本当に心が痛み、一日も早い復旧、復興を願わずにはられません。

本市においても、地震災害に対する備えを、より一層充実していかなければならないと考えているところでございます。

一方、明るい出来事としては、中京競馬場の大改修工事が無事完了しました。環境にも配慮したすばらしい施設であり、競馬ファンには待望の施設であります。

本市としても、これを貴重な財産としてとらえ、まちづくりに活かしてまいりたいと思っております。

さて、本定例会には専決案件1件、人事案件2件、条例等案件 19 件、予算案件 16 件、その他案件2件の合計 40 議案を提案させていただいております。

中でも、平成 24 年度の当初予算は、市長就任後初めての予算編成であり、緊張いたすところがございます。

具体的な内容につきましては、この後、施政方針等で述べさせていただきたいと思います。

いずれも重要な案件でございますので、十分にご審議を賜りまして、全議案とも可決、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

No.4 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

三浦桂司議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

おはようございます。

議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る2月 24 日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆様に文書でお知らせしてありますので、主な事項のみ報告いたします。

初めに、本定例会の会議日程につきましては、お手元に配付されておりますとおり、本日から3月 22 日までの 24 日間とし、一般質問につきましては、代表質問は4名の議員より、また個人質問として 11 名の議員より通告がありましたので、3月2日、5日及び6日の3日間を質問日に充てることとし、3月2日に代表質問4名、3月5日に個人質問を6名、3月6日に個人質問5名を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。議案第1号から議案第9号までの9件は、平成 24 年度の当初予算でありますので、本日、市長より一括して施政方針とともに説明がなされます。

また、当初予算議案9件につきましては、特別委員会を設置して付託することといたしました。

次に、議案第 10 号及び議案第 11 号につきましては、人事案件でありますので、本日即決することといたしました。

また、承認1件につきましては、説明及び質疑を行った後に委員会付託を省略し、討論・採決を行うことといたしました。

なお、その他の議案につきましては、すべて所管の各常任委員会に付託することいたしました。

次に、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第1号は建設消防委員会に付託し、その他の4件につきましては参考配付といたしました。

さらに、議席の一部変更につきましては、本日の日程3で議長から諮られる予定でありますので、ご承知おき願います。

最後に、議案等の質疑は、同一議員につき同一議題について2回以内とし、「議案等質疑に関する事項」を遵守していただきますよう、お願いいたします。

なお、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が3月6日の午後5時まで、委員会付託をされました議案に対する討論の通告が3月21日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意を願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、5番 早川直彦議員と16番 安井 明議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間と決定いたしました。

日程3、議席の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.8 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

ただいま、議席が変更されました議員の方は、直ちに新議席にご着席を願います。

(新議席に着席)

No.9 ○議長(平野敬祐議員)

日程4、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.10 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第 235 条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 23 年 10 月から同年 12 月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成 23 年 11 月 25 日、12 月 26 日、平成 24 年1月 31 日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第1項、第2項及び第4項の規定により定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、定例監査として、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、生涯学習課及び環境課を 11 月に、産業振興課及び総務防災課を 12 月に、都市計画課を1月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、11 月に実施した生涯学習課においては、樹木剪定・草刈等委託の契約書において、記載されている契約者名に不備が見受けられたので、留意されたいという件。

環境課においては、環境常時測定局保守点検業務委託における指名競争入札に関する通知について、備考欄の内容に記載の不備が見受けられたので、留意されたいという件。

次に、12月に実施した産業振興課においては、公共施設巡回バス負担金の支出事務において、支出決定伺書の記載に不備が見受けられたので、留意されたいという件。

総務防災課においては、空調設備保守委託の検査事務において、検査調書の記載に不備が見受けられたので、留意されたいという件。

そして、1月に実施した都市計画課においては、好気性消化タンク清掃業務委託の契約事務において、業者選定調書及び契約書に記載の不備が見受けられたので、留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていると認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細につきましては、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.11 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告をいたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第1号は建設消防委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程5、施政方針・当初予算(案)上程・提案説明に入ります。

議案第1号から議案第9号までの平成24年度の一般会計及び各特別会計の予算案を一括議題といたします。

石川市長、登壇にて説明を願います。

No.12 ○市長(石川英明君)

施政方針。

平成24年豊明市議会第1回定例会に当たり、平成24年度の市政運営に対します所信と平成24年度豊明市当初予算案を申し述べ、議員の皆様並びに市民の皆様のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

昨年4月に、市民の皆様のご信託をいただき、豊明市長に就任し、今なお身の引き締まる思いであります。

職責の重大さを感じつつ、私の信条である「人が尊ばれる社会の実現」を基本理念に、平成24年度の予算編成に取り組んでまいりました。

東日本大震災から1年が経過しようとしておりますが、現在も、なお多くの人々が厳しい

生活を送られており、心からお見舞い申し上げます。

被災地では、徐々にではありますが、生活の立て直しや復旧に向けた動きが進んでいます。

本市は、緊急消防援助隊として震災直後の3月11日から3月末までにかけて消防職員16名を4隊に分けて派遣し、また、愛知県市長会の要請への積極的な取り組みから、罹災証明発行事務等に延べ68日間7名、保健活動のために1名を8日間派遣いたしました。

また、ボランティア休暇を取得し、2名の職員も活動してきました。

平成24年度は長期間にわたる人的支援を考えているところであります。

さて、国においては、「希望と誇りのある日本」を取り戻すことに全力を尽くす「日本再生元年」と、財源を最も効果的に活用して新成長戦略を強力に進めていくこととあわせ、「社会保障と税の一体改革成案」に沿って、具体化に向けた検討を進める「経済成長と財政健全化の両立の実現」を基本事項とした「平成24年度予算編成の基本方針」のもと、一般会計90兆3,339億円の予算を閣議決定しております。

ただし、その財源の多くは、新規国債発行額を前年度比小幅減の44兆2,440億円としており、発行額の政府目標は達成しているものの、3年連続で税収を国債発行額が上回る事態が続き、歳入に占める借金の依存度は49%で、過去最悪となっており、厳しい予算編成となっております。

私は、マニフェストとして、「市民の負担軽減」、「暮らしやすいまちへ」、「市民参画と人づくり」、「財源をつくる」、「お役所体質の改善」、「議会改革」、以上の6つの柱を掲げました。

私は、平成24年度を「改革元年」として位置づけております。

さて、行き過ぎた競争社会が生んだ格差と長引く不況により、市民はさまざまな問題に直面し、痛みを耐えながら暮らしています。

そうした状況を少しでも解消するためには、しがらみとなれ合い、無駄を絶ち、勇気を持って変革へのかじを切ることであります。今、「豊明を変える。」ということをも市民が選択されたわけであります。

ここで、このたびの予算案の中に盛り込んだマニフェスト項目の一端を申し上げます。

まず、市民負担軽減策として「国民健康保険税」の応益分10%の軽減、「介護保険料」は、介護給付費準備基金を取り崩して10%軽減を図ります。

また、あわせて子育て支援、教育環境の充実のための児童クラブ利用料の所得制限を設けた上での無料化や私立高校授業料補助の増額、学校教員補助員や特別支援教育支援員の確保を図ります。

また、その道の第一線で活躍する専門家を招いての部活動指導など教育環境の充実を図ります。

このように若い世代が豊明で住み続けてくれる、他市町から移り住んでもらえる魅力あ

るまち、成熟住宅都市を目指してまいります。

安全・安心・快適な環境づくりの観点から、ひまわりバスの追加購入、木造住宅耐震改修補助金の拡大を図ってまいります。

厳しい財政状況の中、事業実施を進めていくには、基金の積み立てや取り崩し、市債残高の推移など、中長期的な財政運営に配慮する必要があります。

年度間調整や緊急用の財源となる市の貯金ともいえる財政調整基金の残高は、平成 22 年度末約 9 億 1,500 万円から、平成 23 年度末には約 2 億 8,000 万円増の約 11 億 9,500 万円となる見込みとなりました。

また、市債の残高については、平成 22 年度末全会計約 230 億 8,200 万円だったものが、平成 23 年度末では約 224 億 1,000 万円となり、約 6 億 7,200 万円の市債を減らすことができました。

このように厳しい歳入状況のもと、歳出全般にわたり事業の必要性、優先性、投資的効果など十分精査をし、見直しを図ることにより、歳出の抑制を図り、経費の効率化に努めてまいりました。

厳しい財政運営を行いますが、本市は行財政改革の推進をし、健全財政を維持するよう努めてまいります。

以上のことを踏まえて編成いたしました平成 24 年度予算は、

一般会計 174 億 3,200 万円

特別会計 119 億 5,690 万円

合 計 293 億 8,890 万円

であります。

平成 23 年度と比較いたしますと、一般会計においては 6 億 8,800 万円、3.8% 減となります。

その要因は、子ども手当の制度改正による 3 億 550 万円の減額と、国の第 3 次補正事業の緊急防災・減災事業に係る学校耐震化工事約 3 億 2,700 万円及び消防通信共同化に伴うデジタル無線機整備事業の約 9,300 万円が、平成 23 年度に前倒しとなったためであります。

特別会計では、8 つの会計で 7 億 90 万円、6.2% の増となり、その主な要因は、国民健康保険、介護保険などの医療費等の伸びによるものであります。

一般、特別両会計を合わせますと 1,290 万円増となり、平成 23 年度予算とほぼ同額の規模であります。

以下、予算案の主要な施策につきまして、順次ご説明を申し上げます。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

市税につきましては、当初予算における対前年度比較では市税全体で 6,500 万円余、率にして 0.7% の減となる 93 億 7,800 万円余を計上いたしました。

このうち市民税は、個人市民税の年少扶養控除及び特定扶養控除廃止の税制改正により、個人市民税については、前年度比 2.9%増の 41 億 1,700 万円余を、法人市民税については、前年度比 9.2%増の 4 億 3,800 万円余といたしました。

また、固定資産税にあつては、3年に一回の評価替えの年に当たり、家屋の建築資材等の減価率を加味して、前年度比 1 億 8,700 万円余の減となる 38 億 600 万円余を見込んでおります。

地方特例交付金については、年少扶養控除廃止等による税制改正に伴う地方税増収分の国と地方の負担調整から、子ども手当の制度改正等に伴い前年度比 4,500 万円余の減額となる 6,400 万円余といたしました。

地方交付税につきましては、前年度比 13.3%増の 8 億 5,000 万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、子ども手当制度改正による 3 億 700 万円の減及び学校耐震工事の平成 23 年度前倒しに伴う 2 億 800 万円の減、合わせて 5 億 1,500 万円の減額となりましたが、障害者福祉費負担金、生活保護費の増加など、民生関連事業費の伸びによる補助金 1 億 3,100 万円の増額となり、相殺額 3 億 8,400 万円余の減額をした 21 億 2,100 万円余といたしました。

寄附金については、日本中央競馬会の近年の売り上げ減少に伴い、平成 23 年度実績を考慮し、1 億円の減少を見込み 2 億円余を計上いたしました。

繰入金は、平成 23 年度計上の公共施設建設及び整備基金取り崩しがなかったため、前年度比 6,200 万円余の減とし、財政調整基金より 3 億円を繰り入れることといたしました。

市債は、庁舎耐震事業に 2,110 万円、保育園等整備事業に 1 億 620 万円、消防通信共同化及び第一分団詰所新築事業などの消防施設整備事業に 1 億 2,880 万円、給食センター耐震事業 2,220 万円など各事業に伴うもののほか、臨時財政対策債は前年より 5,000 万円減額の 8 億 6,000 万円を計上し、市債合計では前年度比 3.9%減、4,760 万円減額の 11 億 8,130 万円といたしました。

歳出の状況につきましては、第 4 次豊明市総合計画の施策の大綱により、順次ご説明申し上げます。

1. 安全・安心で、うるおいのあるまちづくり

(1) 環境保全

ごみ減量のために、有機循環型のまちづくりとして、ごみの資源化を推進し、循環型社会に向けた廃棄物事業を進めます。

「脱原発への一歩」として、市役所の電力購入先変更を考えていきます。

また、クリーンエネルギーへの推奨として、住宅太陽光発電システム設置費補助を拡大いたします。

また、墓園事業特別会計においては、勅使墓園區画増設部分の販売を開始いたします。

(2) 水と緑の環境づくり

公園は子どもの遊び場でもあり、高齢者の憩いの場でもある市民生活に最も身近な公共施設です。より安全で地域の特性や実情に即した公園となるよう、整備、維持管理に努めてまいります。

本年度は、吉池公園について地域懇談会を開催し、ニーズに見合った改修をいたします。

また、かねてより整備を進めてまいりました大原公園につきましては、本年度は、園路広場や遊具等の整備を行い供用区域を拡張いたします。

勅使池の公園整備については、平成 14 年度から始まり、早期完成を目指し、引き続き県と協力し整備を推進してまいります。

下水道施設、河川の維持管理、補助金による合併処理浄化槽の設置促進により、安全で良質な水による生活環境整備に努めてまいります。

(3)生活安全・安心

東海・東南海・南海地震の発生が懸念されることから、引き続き保育園、公共施設の耐震化を進めてまいります。

本年度は、中部保育園、どんぐり学園、中央調理場の耐震補強工事を行います。

また、木造住宅の耐震診断と耐震改修の助成、備蓄倉庫への食料、車いす、障がい者用トイレなどを引き続き配備してまいります。

地域の防災につきましても、自主防災組織を育成、強化し、その活動をより一層支援してまいります。

消防指令業務の共同化につきましては、尾三消防組合、豊明市、長久手市が共同で使用することにより、尾張東部南地域における災害指令の一元化を図り、指令業務の円滑な運用を推進して、さらなる市民の生命、財産を守ります。

消防通信指令業務の運用につきましては、平成 25 年 1 月から仮運用の開始予定で、平成 25 年 4 月から本運用します。

また、救急救命士を養成し、救命率の向上を図るとともに、市民に対する普通救命講習会の開催により、心肺蘇生法や応急手当の普及啓発を推進してまいります。

消防業務につきましても、職員の各種災害活動訓練を実施し、消火技術、救助技術の向上を図ってまいります。

地域の安全対策につきましては、市民を犯罪や交通事故から守るため、防犯・交通安全教室を引き続き開催をし、地域安全に関する知識、意識を高めてまいります。

さらに、子どもの見守り活動、あいさつ・声かけの励行、パトロールを通して地域全体で見守り体制を強化することにより、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

2. 健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり

(1)健康

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成を本年度より開始いたします。これは、高齢者の疾病予防を促し、健康の保持増進や医療費の抑制により、経済的負担の軽減をいた

します。

また、インフルエンザ菌b型と小児用肺炎球菌及び子宮頸がんの3ワクチン予防接種に対して、継続して助成をし、市民の経済的負担軽減と健康増進を図ります。

なお、他の各種健康診査及び保健指導も引き続き実施していきます。

がんの予防・検診体制の強化として、引き続き子宮頸がんと乳がん及び大腸がんに、一定の年齢を対象とした「がん検診無料クーポン券」を発行してまいります。

(2) 社会福祉

子育て支援につきましては、良好な保育環境を実現するために、空調設備設置工事を行います。

今年度は、青い鳥保育園、二村台保育園、館保育園、中部保育園、内山保育園、栄保育園の6園にエアコンを設置してまいります。

また、放課後児童健全育成事業として、民間学童保育所への補助も新たに1カ所増やして実施してまいります。

障がい者就労支援を行うNPO等に対しても支援を強化してまいりたいと思います。

高齢者福祉につきましては、超高齢社会を前に、介護予防と地域福祉の向上のために、公的介護にとどまらず、地域社会全体の介護サービスを確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援を進めてまいります。

高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことで、高齢者の介護予防を促し、社会貢献や地域貢献を通じた生きがいがづくりの支援を目的とした介護支援ボランティアポイント事業を行います。

平成24年度からの第5期介護保険事業計画では、「地域包括ケア」の充実に求めており、身近な活動拠点となる北部、南部地域包括支援センターを配置いたします。

また、豊明市医師会や介護施設、訪問介護ステーション等と連携しながら、在宅医療ネットワークシステム「いきいき笑顔」を活用し、在宅での医療、介護、見守り体制の構築に努め、地域包括ケアの推進を図っていきます。

生活困窮者に対しては、必要な保護を行うとともに、昨年引き続き生活保護就労支援員による就労支援を継続的かつ専門的に行っていききたいと思います。

昨年、核兵器廃絶のため平和市長会議に加盟いたしました。平成24年度は、5年ごとに開催している戦没者のための「平和祈念追悼式」を開催いたします。

(3) 社会保障

福祉医療制度では、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるように、引き続き医療費の助成を行ってまいります。

国民健康保険制度につきましては、マニフェストに基づき、国民健康保険税の応益割を減額いたします。

これは、生活困窮者が多く加入する国民健康保険の低所得者の方について、手厚く軽減を図る必要があると考えているからであります。

その方策として、現在、低所得者について行っている応益割の税額の軽減を拡大して、6割を7割に、4割を5割にし、新たに2割の軽減を加えます。

さらに、均等割額も減額して、国民健康保険加入者の保険税負担を軽減いたします。

3. いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり

(1) 道路・交通

市道桜ヶ丘沓掛線の内山地区の開通は、私のマニフェストでも掲げており、この地区の開通は最優先に取り組んでまいります。本年度は内山地区の用地買収を進めてまいります。

この道路は、本市のまちづくりにとって単なる通過点の形成ではなく、魅力ある景観や街路樹、まちの活性化にもつながってまいります。

道路、排水路及び交通安全対策については、区長要望工事を遂行することにより、市民生活の利便性及び安全性の向上を図ってまいります。

土木施設の維持管理の充実を図り、機能の保持に努めます。

また、豪雨災害に備え、貯留浸透施設の整備や排水路等の改修を行い、水害に強いまちづくりを進めることで、市民の安全で安心な生活環境を整えてまいります。

交通安全施設につきましては、歩道やガードレール、道路反射鏡などの整備を進め、安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

(2) 市街地・住宅

第4次豊明市総合計画、都市マスタープランをもとに、本市の持つ豊かな自然や交通条件などの特性を生かし、活気あるまちづくりを進めてまいります。

市民と行政が、それぞれの立場から満足度の高い快適な市街地並びに住環境を実現できるよう、市民とともに進めてまいります。

(3) 産業振興

本市は、市の東部から南部にかけて、土地改良事業や愛知用水2期事業など、基盤整備を行った優良な農地が広がっており、貴重な食糧生産機能の維持、向上に努めることはもちろん、緑豊かな環境を保ち、洪水調整など防災の面からも農地の保全、農業の発展に努めてまいります。

商店街に賑わいを取り戻すために、鉢物取り扱い日本一の豊明花き市場の協力を得ながら、花の街をテーマとして、賑わいのあるまちづくりに商工会の商業活性化事業を推進してまいります。

ひまわりバスの運行については、パブリックコメント等で市民の意見に応じた一部改正及び増車、増便を行い、利便性の向上を図ります。

(4) 消費生活・勤労者

消費生活における市民ニーズへの情報提供や、悪徳商法等から市民を守るために、消費生活に関する専門講座、出前講座を開催し、消費者の生活の安定と向上を図ってまいります。

勤労者が安心して働ける環境づくりなどの相談を引き続き行ってまいります。

4. 個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり

(1)生涯学習の推進

多様化する学習ニーズに対応できるよう講座や教室を充実させ、市民が生涯にわたりいつでも自由に学べる生涯学習のまちづくりに取り組んでまいります。

学びたい人、教えたいたい人が、それぞれお互いの役割を分担して学び合う、「とよあけ大学」の開設の準備を進めてまいります。

また、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)としての「放課後子ども教室」の増設を行っていきます。

図書館につきましては、リライトカードを導入します。図書館資料を貸し出すたびに、タイトルや返却日などがカード表面に印字されます。

貸し出し状況が利用者にとってわかりやすくなることで、窓口サービスの向上を目指します。

文化会館につきましては、芸術作品の発表拠点の場として利用していただいておりますが、新たに市民参加型自主事業として、市民美術展を開催いたします。

また、市民ボランティアの育成に努め、市民手づくりによる第九を歌う事業など、市民フェスティバルを始め自主事業の充実に努めてまいります。

(2)生涯スポーツ・スポーツ文化

生涯スポーツにつきましては、事業や教室の充実に努めるとともに、各団体と連携してスポーツの振興、普及に取り組んでまいります。

各種スポーツ施設につきましては、市民が安全に利用できるよう、引き続き維持管理に努めてまいります。

また、生涯スポーツを進める上でのスポーツ推進計画の策定についても検討してまいります。

(3)学校教育

「教育環境日本一」を目指して、今年度で市内小中学校の耐震工事をすべて終了させ、安全で安心な教育環境整備を進めるとともに、小中学校部活指導には外部指導者を招いて充実を図ります。

また、国の緊急雇用創出事業を活用して行ってきた学習支援を必要とする児童生徒へのきめ細かで質の高い指導及び発達障がい等の児童生徒への通級指導、日本語指導が必要な外国人児童生徒への学習支援を全額市費で継続するとともに、各校に校務支援ソフトを導入し、教員の事務量の負担軽減を図り、子どもたちと向き合う時間の増大につなげていきます。

また、私立高等学校授業料補助を増額し、授業料負担者の経済的負担の軽減を図ります。

給食センターに放射能測定器を導入して、より安全な給食の提供に努めてまいります。

5. 市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり

(1) 参加と協働

地域自治の役割と期待が一層高まっている中で、市民が集い交流し、地域に愛着が持てる元気なまちづくりの推進を図っていくことが必要です。

そこで、区交付金の見直し及び申請事務の簡素化を図りつつ、地域がみずからの創意工夫によって、地域の特性に応じた魅力ある活動を展開していけるよう、必要な財源を区に一括して交付する地域一括交付金を創設いたします。

「再発見と創造」をテーマとした市制 40 周年記念事業を行います。

その中でも、市民がつくるまつりとして、多くの市民が楽しんでいる豊明夏まつり及び秋まつりを、豊明らしさのあふれる記念のまつりとして拡充し実施してまいります。

「広報とよあけ」は、きめ細やかな行政情報の提供を目指して、「見やすい・読みやすい・親しみやすい」ことを心がけて編集し、一層わかりやすい広報紙としてまいります。

紙面は、市政の重点施策のお知らせ、生活関連情報やイベント情報に加え、市民参加の「人インタビュー・市民記者・ハローベビー」で構成いたします。

また、市内のイベントや市民活動、市の新しい施策などの情報を、マスコミに積極的に提供するとともに、より多くの記事を広報、市ホームページに掲載していくなど、情報発信力についても高めてまいりたいと思います。

(2) 国際交流

外国籍市民のうち、その多くを占めるブラジル人居住者へのさまざまな情報提供を円滑に行うため、ポルトガル語通訳を引き続き配置いたします。

多様な文化、異文化を尊重しながら、ともに生きる社会の実現を目指してまいります。

なお、友好都市であるオーストラリア、シェパトン市との職員交流を継続し、海外の行政制度を学ぶとともに、その手法を活用してまいります。

6. 効率的で顧客志向の行政経営

(1) 行政経営

厳しい経済財政状況にあって、今まで以上に行政改革、財源確保を進めていくことが必要となってまいります。

そこで、人件費の削減については、平成 24 年度の新規採用を 13 人削減し、行政のスリム化を進めていきます。

また、市職員の意識改革、人材育成として人事評価の見直しや、年功序列の見直しのために導入した公募任用制度のさらなる充実、能力主義を兼ねた組織づくりとして部長、課長のマニフェスト導入、全庁カイゼン運動により、一層の体質改革を進めてまいります。

人事管理においては、職員の定員管理及び給与水準等の適正化を図ることを継続し、効率的な行政運営を推進していきます。

職員の大量退職時代に突入している本市の現状を踏まえ、再任用制度の継続などによ

り職員が長年培った能力、経験を生かし、新たな時代にふさわしい能力を有した人材を育成します。

また、事業仕分けを行います。「事業」は、あくまで施策の目的の手段であることを踏まえ、その成果、効果を常に検証することが必要であります。

「事業仕分け」は、単に事業のよしあしを判断するものではありません。その事業が当初想定していた効果を上げているか、目的を達成しているかを論議いたします。

職員が仕分け人の厳しい指摘や追求を受け、説明能力や事業の見方が格段に向上し、意識改革につながると考えております。

また、補助金、交付金の見直し、附属機関の見直しを進めてまいります。

歳入に関しましては、財源確保の一つとして、昨年、入札制度の改正を実施し、建設工事の一般競争入札の拡大を図ったことにより、競争性が高まり経費の削減効果が期待できました。引き続き、物品の購入や委託等においても競争性を高めるために見直しを図ってまいります。

また、納税機会の拡大と納税者の利便性の向上を図るため、引き続きコンビニエンスストアでの市税の収納取り扱いを行ってまいります。

また、企業の有料広告事業を実施し、市ホームページへのバナー広告、広報とよあけへの広告掲載等を引き続き行ってまいります。

社会基盤の一つとして重要な位置を占めるものとなったICT分野においては、業務効率の追求はもとより、行政コスト削減や全体最適化の観点から、最も適したICT化技術を選択して業務運営の安定化を目指すとともに、住民情報、行政情報の保護のための情報セキュリティの確保にも努めてまいります。

結び

本日、市長就任後初の当初予算案を提案し、施政方針を述べさせていただきました。市民の皆様から納めていただきました税には、市民の気持ちが入められており、それゆえ税を使うことの責務の重大さを痛感しています。

私は予算編成が市の意思決定の中で一番重要だと考えております。

長年、密室状態であった予算編成過程を市民に公表することで、行政には緊張感が生まれ、市民には市政への関心度が深まってまいります。

ゆえに、本年度予算につきましては、透明性の確保を進めるために編成過程の公表を行ったわけであります。

さらに、より多くの市民が議会における予算や議案の審議、決定過程を知る機会の拡充も、同様に大変重要であるため、議会のインターネット放映にも取り組んでまいりたいと思います。

市制 40 周年であるこの節目の年を、「新しい公共」、「市民自治」推進の元年と位置づけ、市民とともにその第一歩を踏み出そうと考えている所存であります。

つまり、公共という概念は、古くから日本の地域や民間の中にもともと存在していたもの

で、「新しい公共」とは、今、失われつつあるその公共を、現在にふさわしい形、新しい視点で再編集し、人や地域のきずな、コミュニティをつくり直すことであります。

その推進のためには、1つとして、重要なことは、市民参加のもとで決めていくことであります。

パブリックコメントやタウンミーティングを始めとして、市民参加のもとで決めていかなければなりません。

地域のことは地域で解決することができるような仕組みづくりについても、検討を図ってまいりたいと思います。

2つ目として、公共の担い手として民間やNPOを育成し、協働のまちづくりを進めてまいります。

暮らす人の幸せを優先した「まちづくり」を目指し、福祉や教育に力を入れ、高齢者が住みやすくなる、また、若い世代が豊明市で住み続けてくれるよう、子育て支援の充実や共働き世帯への支援策を図り、全国に発信のできる「成熟住宅都市」としてのまちづくりに努めてまいりたいと思います。

最後に、議員各位並びに市民の皆様におかれましては、今後とも市政に対する格段のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、平成 24 年度の施政方針といたします。

No.13 ○議長(平野敬祐議員)

以上で平成 24 年度の一般会計及び各特別会計の予算案の提案説明を終わります。
ここで暫時、休憩といたします。

午前11時2分休憩

午前11時13分再開

No.14 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程6、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

初めに、議案第 10 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.15 ○市長(石川英明君)

議案第 10 号 公平委員会の委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

公平委員会の委員 高木繁伎氏は、平成 24 年3月 31 日で任期満了となりますので、下

記の者を選任するものであります。

記

住 所 豊明市沓掛町東本郷 119 番地

氏 名 近 藤 靖

生年月日 昭和 31 年 10 月 26 日生

この案を提出するのは、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

公平委員会委員の高木繁伎氏には、2期8年間をお務めいただき、感謝しております。

引き続き委員をお願いいたしましたが、ご本人の辞意がかたいので、近藤 靖氏を選任するものであります。

高木氏につきましては、多大なご尽力を賜りました。ここに、その労に対しまして厚く御礼申し上げます。まことにありがとうございました。

近藤さんの略歴につきましては、別紙にありますように、昭和55年4月、愛知県に就職され、県庁の各職を歴任され、広報広聴課長を最後に、昨年3月末に正福寺住職に専念するために退職されました。

近藤氏は、その職務経験から人格識見とも高潔な方で、公平無私な人柄でございます。ぜひ、全議員各位のご同意をお願い申し上げるところであります。

なお、任期は、平成 24 年4月1日から平成 28 年3月 31 日までの4年間です。

以上で提案説明とさせていただきます。

No.16 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.17 ○3番(近藤郁子議員)

議案第 10 号 公平委員会の委員の選任につきまして、清新会を代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

近藤 靖氏は、県の重責を経て、昨年よりお父様の後を継がれまして正福寺の住職になられ、私も檀家の1人ではございますが、檀家の皆さんはもちろんのこと、地域の皆さんからの信望も厚くおありになります。

50 代で、まだお若い力を市にご尽力いただけることと期待しております。

どうぞ、議員各位のご賛同をいただけますことをお願いして、賛成の討論といたします。

No.18 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。
杉浦光男議員。

No.19 ○15番(杉浦光男議員)

公平委員会の委員として、近藤 靖さんについて賛成の討論をいたします。

「地方の時代」と言われる今日、地方自治の本旨に基づく自治の重要性は言うまでもありません。このような委員会が、地方自治を担保する1つの機関として重要であるということとは申すまでもありません。そして、その委員会を構成する人こそが問題なのであります。

その視点で、私は近藤 靖さんは適任者であろうというふうに思います。

公平委員会というのは、職員の給与、労働時間、その他の勤務条件の措置に対して、職員からの要求、それを審査、判定し措置をとる。また、職員に対する不利益な処分に対する不服申し立てにおいて判断し、その措置をとる等、重要な職務であります。

その点、近藤さんは、県の職員として、あるいは寺の住職として地域の方に信頼されております。「近藤さんならよし」という声を市民の方から私は聞いております。

それらの点を踏まえて、私は賛成するものであります。

以上。

No.20 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.21 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 10 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.22 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 11 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市長。

No.23 ○市長(石川英明君)

議案第 11 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員 細川清延氏が、平成 24 年 4 月 23 日に任期満了となりますので、下記の者を選任するものであります。

記

住 所 豊明市沓掛町中川 103 番地

氏 名 早 川 要

生年月日 昭和 23 年 5 月 8 日生

この案を提出するのは、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

固定資産評価審査委員会委員の細川清延氏は、6 期 18 年間の長きにわたり、委員また委員長としてお務めいただき、感謝しております。

引き続き委員をお願いいたしましたが、ご本人の辞意がかたいので、早川氏を選任するものであります。

細川氏には、多大なご尽力を賜りました。ここに、その労に対しまして厚く御礼申し上げます。まことにありがとうございました。

早川氏の略歴につきましては、別添にありますように、昭和 47 年 4 月に株式会社デンソーへ入社され、主に開発部門に勤務されました。平成 20 年 4 月に退職され、平成 23 年 4 月には東沓掛区長に就任され、地元ではご活躍いただいております。

早川氏は、人格識見とも高潔な方でございます。ぜひ、全議員各位のご同意をお願い申し上げます。

なお、任期は、平成 24 年 4 月 24 日から平成 27 年 4 月 23 日までの 3 年間です。

以上で、提案説明とさせていただきます。

No.24 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案も人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.25 ○15番(杉浦光男議員)

固定資産評価審査委員会の委員として、早川 要さんに賛成をいたします。

固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服の審査をする委員会の委員であります。非常に重要な委員だというふうに思っております。

特に24年度は、固定資産の3年に一回の評価替えの年であります。想像されるには、そういうことで不服の申し立てもあろうかと思えます。そういう場合には、委員会は名前だけではなくて必ず機能していただくと、そういうことが重要です。確実に機能するということが重要であろうと思えます。

その構成メンバーとして、早川 要さんは適任者であるというふうに思っているわけです。

東沓掛区の副区長、区長として立派に仕事をなされました。それから、中川土曜会の花づくりで、学校等に配っていただいた花を花壇で育てることもされました。地域のことを一生懸命でやってみえる方です。

それから、仕事については、略歴が示すように十分になされると思えます。

それから最後に、早川さんの人となりというか、それを申し上げたいと思えますが、早川さんの同級生、あるいは教えた教師の言によりますと、早川さんは怒ったことがないということであります。非常に温厚な方で、この人となりを皆さんよく理解していただいて、賛成をしていただければ幸せと思えます。

以上です。

No.26 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

近藤郁子議員。

No.27 ○3番(近藤郁子議員)

議案第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につきまして、清新会を代表して賛成の討論をさせていただきます。

まずもって、6期18年と長きにわたり、固定資産評価審査委員または委員長としてご尽力をいただきました細川清延氏には、この場をおかりして、議会といたしましても厚く御礼を申し上げたいと思えます。

その細川氏退任後、委員として選任されます早川 要氏は、今年度は東沓掛区の区長として地域に貢献をしていただいております。

同じ学区の区長さんとして接してまいりまして、人柄は実直で、そして信望の厚い方と周囲の方々からも聞き及んでおります。

先ほど杉浦議員の討論の中にもございましたように、重要な委員会であります。細川氏の後を引き継がれまして、委員としてさらに市にご尽力をいただける方と確信しております。

議員各位のご賛同をいただきまして賛成をいただくようお願いして、賛成の討論といたします。

No.28 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

堀田勝司議員。

No.29 ○18番(堀田勝司議員)

固定資産評価審査委員としての早川 要君に、市政会を代表して賛成討論をさせていただきます。

私と同級生でありまして、中学、高校と一緒に通いました。彼の得意なのは数学でありまして、数学に関しましては、我が学年でナンバーワンと言われるほど、すぐれた頭脳の持ち主でありました。

先ほどから地元の方が言われておりますように、区長、副区長を務めまして、そして中川土曜会のメンバーとしても活躍しております。メイツ、フレンズにも大変理解がありまして、ご協力をしていただいて、ボランティアとしても頑張っていたいております。

人格識見とも大変すぐれているのは市長が申されましたとおりであります。

大変おもしろい性格をしておりまして、私とは時々一緒に飲みますけれども、いつもいろいろな話をしながら、大いに笑いながら酒を飲む仲と、そんな友だちであります。

彼の性格に関しまして、奥さんも同級生でありまして、我々としては彼がこういう重要な役職を担っていただけることは、同級生として大変うれしく思います。

先ほど教育長にも賛成討論をするように求めておきましたけれども、彼はできませんので、私が代表して賛成討論をさせていただきます。

議員全員の賛同をお願いして、討論を終わりたいと思います。

No.30 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.31 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 11 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.32 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程6を終わります。

日程7、承認第1号を議題といたします。

承認第1号について理事者より提案理由の説明を求めます。
横山行政経営部長。

No.33 ○行政経営部長(横山孝三君)

承認第1号についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年度豊明市一般会計補正予算(第5号)を別添のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、生活保護費の医療費の増額により、2月、3月分の医療機関等への支払いの不足分に対応するものであります。

それでは、平成23年度豊明市一般会計補正予算書(第5号)の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億6,966万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。

3款 民生費、3項 生活保護費、2目 扶助費、住宅扶助費500万円増は、受給者への家賃扶助の増額、医療費扶助費7,000万円増は、医療扶助受給者への医療費の増額により、2月、3月分の医療機関等への支払い分の不足を見込んだものでございます。

続きまして、歳入をご説明しますので、4ページ、5ページをお開きください。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金、生活保護費負担金5,625万円は、先ほど歳出でご説明しました扶助事業に対する負担金であります。

14款 県支出金、1項 県負担金、1目 民生費県負担金の728万5,000円も、国庫支出金と同じ、扶助事業に対する負担金であります。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金は、補正の総額7,500万円から、補正の歳入の国庫及び県支出金を差し引いた残りの1,146万5,000円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.34 ○議長(平野敬祐議員)

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.35 ○13番(近藤恵子議員)

医療扶助費について質問します。

当初2億 6,000 万円で、さらにあと 7,000 万円の増額になっていますけれども、2月、3月分の支払いの不足分ということですが、2月、3月には大体どのぐらいの支払いの予測があるのでしょうか。

また、1月までに支払った金額は、当初の予算の2億 6,000 万円を既に超しているのでしょうか。

あと、住宅扶助について 500 万円の増額になっていますけれども、恐らく生活保護の対象者が増えたと思いますが、そのほかの扶助、生活扶助、教育扶助などについての不足分は生じていないのでしょうか。

No.36 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.37 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、まず医療費扶助からお答えをいたします。

2月、3月分の支払いについては、約 9,500 万円ほどでございます。

そして、1月支払いが済んだ時点で予算残額が約 2,500 万円ほどでございます。

それから、住宅扶助につきましては、23 年度当初では 140 世帯ほどで見込んでおりましたが、もう既に 23 年度は当初より 150 世帯でスタートいたしまして、現在は 157 世帯ということで、大きく伸びているところでございます。

あと、そのほかの扶助費については不足はございません。

終わります。

No.38 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.39 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております案件は、専決処分案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.40 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.41 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程7を終わります。

日程8、議案上程・提案説明に入ります。

議案第12号から議案第39号までの28議案を一括議題といたします。

初めに、議案第12号について理事者より提案理由の説明を求めます。

鈴木経済建設部長。

No.42 ○経済建設部長(鈴木重利君)

議案第12号 市道の路線廃止についてご説明いたします。

道路法第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止するものです。

路線番号 1226、路線名 沓掛北 129号、起点 豊明市沓掛町勅使8番19地先、終点 豊明市沓掛町勅使2番地先です。

この案を提出いたしますのは、勅使水辺公園の整備により、一部公園用地となったことに伴い、路線に変更が生じたためです。

次の附図1をごらんください。

路線番号 1226 は、昭和 57 年に認定され、起点が向かって右側、県道春木沓掛線との接続部で、終点は向かって左側の名古屋市との行政界に至る路線で、これを廃止するものです。

以上で説明を終わります。

No.43 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第13号について理事者より提案理由の説明を求めます。

鈴木経済建設部長。

No.44 ○経済建設部長(鈴木重利君)

議案第13号 市道の路線認定についてご説明をいたします。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものです。

路線番号 1226、路線名 沓掛北 129号、起点 豊明市沓掛町勅使8番19地先、終点 豊明市沓掛町勅使1番1地先です。

次に、路線番号 1662、路線名 沓掛北 293 号、起点 豊明市沓掛町小廻間6番1地先、終点 豊明市沓掛町勅使2番7地先です。

最後に、路線番号 3417、路線名 前後 54 号、起点 豊明市阿野町滑 65 番 13 地先、終点 豊明市阿野町滑 85 番地先です。

この案を提出いたしますのは、市道として管理するため、新たに市道認定する必要があるからです。

附図の2をごらんください。

路線番号 1226 は、起点が向かって右側の県道春木沓掛線との接続部で、終点は市道大根若王子線に至る路線です。

路線番号 1662 は、起点が市道大根若王子線との接続部で、終点が名古屋市との行政界に至る路線です。

次の附図3をごらんください。

路線番号 3417 は、前後駅の北側デッキ上で、起点が市道桜ヶ丘沓掛線との接続部の黒丸の印で、終点は市道桜ヶ丘沓掛線に至る矢印までです。

以上で説明を終わります。

No.45 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 14 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

No.46 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第 14 号「豊明を変える」フロンティア会議設置条例の制定についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、先進的、かつ、有効な施策の実現のために協力をしたいという意欲のある市民の皆さん等の協力を、市政運営に生かすことについて定める必要があるからでございます。

内容を説明いたしますので、ページをおめくりください。

まず、名称を「豊明を変える」フロンティア会議といたします。

第1条の設置目的でございますが、市の発展のために、先進的、かつ、有効な施策を実施していくため、会議を設置するものでございます。

続いて、第2条の任務についてでございます。

市の将来の方向性に関することや、新規施策に関することを中心に協議を行い、検討結果を市長に提言することとしております。

続いて、第3条の組織についてでございます。

委員は8人以内としています。

各界で活躍された方や、現在活躍されている方などの学識経験者や公募の方で、市の発展のためにみずから情報の収集及び提供を行うことのできる者のうちから、市長が任命をするものでございます。

第4条は、会長を置く規定を定めており、第5条では、委員の任期を2年とし、再任されることのできるとしております。

第6条は庶務の規定であり、秘書政策課において処理いたします。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日は平成24年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

No.47 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第15号について理事者より提案理由の説明を求めます。

前田都市計画課長。

No.48 ○都市計画課長(前田 鑛君)

それでは、議案第15号 豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、区域外流入させることにより、地域環境及び住民サービスの向上を図るため必要があるからでございます。

続きまして、条文のご説明を申し上げますので、1枚おめくりください。

豊明市公共下水道事業区域外流入受益者分担に関する条例、第1条から第10条までの条文をご説明申し上げます。

第1条でございますが、趣旨でございます。

地方自治法第224条の規定に基づきまして、豊明市公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、区域外流入に係る受益者分担金の賦課及び徴収について、必要な事項を定めたものでございます。

第2条につきましては、区域外流入の定義でございます。

ここでは、豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例に規定する賦課の対象外区域から汚水を公共下水道へ流入させることを定めたものでございます。

続きまして、第3条でございますが、ここでは、受益者の定義をさせていただいております。

区域外流入をする土地の所有者を説明しております。

続きまして、第4条でございますが、分担金の額の定義でございます。

分担金の額は、1水道メーター当たり17万6,200円とさせていただきました。

続きまして、第5条でございますが、集合住宅等の特例の定義でございます。

第6条につきましては、分担金の賦課及び徴収の定義でございます。

下水道事業管理者は、区域外流入をする土地に係る受益者ごとに分担金の額を定め、これを賦課することを定めたものでございます。

続きまして、第2項でございますが、管理者は、分担金を定めたとき、遅滞なく、納付期限等を受益者に通知しなくてはならない規定でございます。

次のページをおめくりください。

第3項では、一括して徴収する規定としておりますが、管理者が特に認めたときは、この限りでないと定めたものでございます。

続きまして、第7条の分担金の徴収の定義でございます。

ここでは、各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収及び猶予をすることができる規定を定めたものでございます。

続きまして、第8条でございますが、分担金の減免の定義でございます。

ここでは、国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、分担金を徴収しないことを定めております。

続きまして、第9条でございます。延滞金の定義でございます。

第4項では、受益者が納付期限までに分担金を納付しなかった場合について、やむを得ない理由があると認められる場合には、第1項の延滞金の減免をすることができる規定となっております。

最後に第10条でございますが、ここでは、委任の定義でございます。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものと規定しております。

附則としまして施行日、この条例は平成24年4月1日から施行することにいたします。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

No.49 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第16号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

No.50 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第16号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、豊明市特別職報酬審議会の答申に基づき、議員報酬を改正する必要があるからであります。

内容を説明いたしますので、ページをおめくりください。

ここに記してございますように、特別職報酬審議会の答申に基づきまして、議長の月額

報酬を「50万4,000円」から「49万9,000円」に、副議長の月額報酬を「44万9,000円」から「44万5,000円」に、議員の月額報酬を「40万9,000円」から「40万5,000円」に改正するものであります。

減額率といたしましては、端数処理の関係で多少異なりますが、おおむね1%の減額となっております。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日は平成24年4月1日とするものであります。

以上で終わります。

No.51 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第17号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

No.52 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第17号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、委員等の新設、廃止及び名称変更並びに報酬額の変更のため必要があるからであります。

内容を説明いたしますので、1ページおめくりください。

まず、小中学校の部活動指導員に対する報酬でございますが、現在の規定では、中学校のみ支払いの対象としております。これを、小学校の部活動指導員にも支払うこととし、支払いの額については、現在の実績額である1時間当たり500円を小学校、中学校ともに明文化し、条例に規定するものでございます。

次に、先ほど議案第14号で説明させていただきました「豊明を変える」フロンティア会議の委員報酬でございますが、これを規定するため、「行政区域・町名・地名審議会委員」の次に、当会議の委員を加えるものでございます。

次に、ガンバル地域コミュニティ支援交付金審査委員につきましては、同制度が地域一括交付金制度の新設に伴い役割を終えましたので、削除するものでございます。

そして最後に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に名称変更する件につきましては、元法であるスポーツ振興法の規定が、体育指導委員をスポーツ推進委員に変更されたため、それにあわせ今回変更するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日は平成24年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

No.53 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 18 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
横山行政経営部長。

No.54 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第 18 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、豊明市特別職報酬審議会の答申に基づき、市長及び副市長の給料月額を改定するため必要があるからでございます。

内容を説明いたしますので、ページをおめくりください。

特別職報酬審議会の答申に基づき、市長の給料月額を「99万5,000円」から「98万5,000円」に、副市長の給料月額を「81万2,000円」から「80万4,000円」に、それぞれ改定するものでございます。

減額率につきましては、先ほど説明いたしました市議会議員の報酬と同じく、1%となっております。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日は平成 24 年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

No.55 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 19 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
横山行政経営部長。

No.56 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第 19 号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、豊明市特別職及び一般職の給与改定に伴い、給料月額を改定する必要があるからでございます。

内容を説明いたしますので、ページをおめくりください。

特別職及び一般職の給与改定に基づき、教育長の給料月額を「75万9,000円」から「74万円」に改定するものであります。

減額率につきましては、先ほど説明しました特別職の減額率1%に、一般職の 55 歳以上に適用されております減額率 1.5%を加えた、2.5%の減額率となっております。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日は平成 24 年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

No.57 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 20 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野副市長。

No.58 ○副市長(平野 隆君)

議案第 20 号 豊明市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出しますのは、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

なお、机上には、資料として改正の概要を配付してございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

今回の市税条例の改正は、大きく申し上げますと3点ございます。

1点目は個人市民税に関する改正、2点目は市たばこ税に関する改正、3点目は東日本大震災に係る雑損控除額等の災害関連支出に関する改正であります。

それでは、内容説明を行いますので、1枚はねていただきます。

まず、上から3行目の第 87 条中の改正は、たばこ税の税率を 1,000 本につき 644 円増の「5,262 円」に改めるものであります。

次に、4行目の附則第9条は、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の規定を廃止するもので、具体的には退職所得に係る個人市民税の 10%、税額控除の特例を廃止するものであります。

次に、6行目の附則第 16 条の2第1項中の改正は、旧三級品たばこの税率の特例を 1,000 本につき 305 円増の「2,495 円」に改めるものであります。

次に、7行目からの附則第 22 条第1項中の改正は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例で、特例損失金額について所要の改正を行い、雑損控除額等の対象期間を1年間から3年間までに延長することの対応を図るものであります。

次に、下から8行目の附則に1条を加えますのは、個人の市民税の税率の特例規定として第 24 条を加えるもので、平成 26 年度から平成 35 年度までの間、復興に関する財源の確保で、市民税の均等割を 500 円加算するという規定を、新たに追加するものであります。

附則といたしまして、第1条、この条例の施行日は公布の日からであります。

次に、1ページはねていただきますと、ただし書き、各号に掲げる規定は、そこに定めら

れた日から施行するもので、第1号の附則第9条、いわゆる市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の改正規定は、平成25年の1月1日から。

第2号の第87条及び附則第16条の2第1項、いわゆるたばこ税に関する改正規定は、平成25年4月1日から施行いたすものであります。

第2条及び第3条は、市民税及び市たばこ税に関する経過措置関係でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.59 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第21号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

No.60 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

議案第21号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものでございます。

この案を提出するのは、国民健康保険における税額等を改正する必要があるからでございます。

それでは、改正内容をご説明いたします。

なお、今回の改正につきまして、お手元に新旧対照表、資料2を配付させていただいておりますので、ご参照ください。

それでは、1枚おめくりください。

3行目から4行目までの第2条第2項から第4項までは、医療分、後期分、介護分の限度額をそれぞれ改めるもので、医療分は「46万円」から「50万円」に、後期分は「11万円」から「13万円」に、介護分は「8万円」から「10万円」に改めるものでございます。

5行目から7行目までの第5条、第7条の2、第9条の2では、均等割の額を合わせて1,800円減額しています。

その下の第23条につきましては、先ほど第2条で説明いたしました限度額を改めることと、保険税の軽減額を6割から7割に、4割を5割に改めますので、その軽減額を明記しております。

第1号では、6割から7割に改めますので、医療分、後期分、介護分の均等割と世帯割の軽減額を改めるものでございます。

これは、先ほどの資料のほうに書いてあるものですので、金額はご参照ください。

同じく第2号では、4割を5割に改めますので、医療分、後期分、介護分の均等割と世帯割の軽減額を改めるものでございます。

そして今回、2割軽減額を新設いたしますので、第3号としまして、医療分、後期分、介護分の均等割と世帯割の軽減額を明記しております。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年4月1日から施行する。

適用区分といたしまして、改正後の豊明市国民保険税条例の規定は、平成 24 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 23 年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるということです。

以上で説明を終わります。

No.61 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 22 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野副市長。

No.62 ○副市長(平野 隆君)

議案第 22 号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出しますのは、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い必要があるからであります。

具体的には、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、現行の外国人登録は廃止されます。

今回、改正させていただきますのは、外国人登録法が平成 24 年7月9日に廃止されることにより、それに関連する部分を改正させていただくものであります。

内容説明をしますので、1枚はねてください。

まず、第2条第1項第 21 号の削除であります。

この第2条第1項は、手数料の種類及び金額等の規定が列記されておりますが、そのうち、第 21 号の外国人登録に関する交付手数料の項目を削除するというものであります。

次に、第5条は手数料の免除の規定であります。第4号中「又は外国人登録原票」という字句を削るものであります。

附則として、この条例は平成 24 年7月9日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.63 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 23 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤教育部長。

No.64 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、議案第 23 号 豊明市立公民館条例の一部改正についてご説明申し上げます。

す。

豊明市立公民館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、社会教育法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

これは、昨年8月に公布をされました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革の第2次一括法により、社会教育法の一部が改正され、これまでこの法律の中で定められていました公民館運営審議会委員の委嘱、任命の基準が削除されるとともに、この基準は文部科学省令で定める基準を参考にして、条例で定めることとされたことに伴い、改正をするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、具体的な内容でございます。

豊明市立公民館条例の一部を改正する条例。

豊明市立公民館条例の一部を次のように改正するとして、条文中の第10条の項を1項ずつ繰り下げて、第1項の次に第2項といたしまして、審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに一般公募の中から、教育委員会が任命するとして、この1項を加えるものでございます。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.65 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第24号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤教育部長。

No.66 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、議案第24号 豊明市立図書館条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市立図書館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、図書館法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

この一部改正につきましても、先の議案第23号でご説明を申し上げました地域主権改革の第2次一括法により、図書館法の一部が改正され、図書館審議会の委員の委嘱、任命の基準は、文部科学省令で定める基準を参考にして、条例で定めることとされたことに伴い、改正をするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、具体的な内容でございます。

豊明市立図書館条例の一部を改正する条例。

豊明市立図書館条例の一部を次のように改正するとして、条文中の第4条の項を1項ずつ繰り下げをいたしまして、第1項の次に第2項として、協議会の委員は、学校教育及び

社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに一般公募者の中から、教育委員会が任命するといたしまして、1項を加えるものでございます。

附則として、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.67 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 25 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部長。

No.68 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 25 号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い必要があるからであります。

1枚おめくりください。

本文、上から3行目、第3条第3項第1号中の「外国人登録法に基づく登録をしていない」を「住民基本台帳法に基づく記録をされていない」に改めるものであります。

これは、支給要件に関する規定のうち、支給しない者について、外国人に関する規定を法律改正に伴い整備をするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年 7 月 9 日から施行するものであります。

説明を終わります。

No.69 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 26 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部長。

No.70 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

議案第 26 号 豊明市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正

に伴い必要があるからであります。

1枚おめくりください。

本文、上から3行目、第3条第1号中の「又は外国人登録原票に登録されていない者」を削るものであります。

これは、支給要件に関する規定のうち、支給しない者について、外国人に関する規定を法律改正に伴い整備をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年7月9日から施行するものであります。

説明を終わります。

No.71 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第27号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部長。

No.72 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

議案第27号 豊明市心身障害者扶助料支給条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い必要があるからであります。

1枚おめくりください。

本文、上から3行目、第3条第3号を削るものであります。

これは、支給要件に関する規定のうち、支給しない者について、外国人に関する規定を法律改正に伴い整備をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年7月9日から施行するものであります。

説明を終わります。

No.73 ○議長(平野敬祐議員)

ここで、会議の途中ではありますが、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時7分休憩

午後1時15分再開

No.74 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第 28 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
原田高齢者福祉課長。

No.75 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

議案第 28 号 豊明市介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、平成 24 年度から始まります第 5 期介護保険事業計画において、介護保険料を改定することに伴うものでございます。

内容の説明を行いますので、次のページをごらんください。

また、机上に配付させていただきました資料の 3 もあわせてごらんください。

なお、資料につきましては、下段が第 4 期、上段が今回改定します第 5 期となっております。

それでは、条文の説明を行います。

第 3 条において、計画期間を平成 24 年度から 26 年度までの 3 力年とし、保険料率を 8 段階・9 区分から 11 段階・12 区分に改正するものでございます。

第 1 号では、第 1 段階の保険料率を年額「1 万 1,700 円」から「1 万 800 円」に。

第 2 号では、第 2 段階を「2 万 1,000 円」から「1 万 6,300 円」に。

第 3 号は、第 3 段階を「3 万 5,100 円」から「3 万 2,600 円」に。

第 4 号は、第 4 段階を「4 万 6,800 円」から「5 万 4,300 円」に。

第 5 号は、第 5 段階を「5 万 1,400 円」から「5 万 9,700 円」に。

第 6 号は、第 6 段階を「5 万 8,500 円」から「6 万 5,200 円」に改め、同号において合計所得金額を「200 万円」未満から「190 万円」未満に改めます。

また、第 7 号では、第 7 段階を「7 万 200 円」から「7 万 3,300 円」に改め、合計所得金額を「500 万円」未満から「340 万円」未満に改めます。

また、第 8 号では、第 8 段階を「8 万 1,900 円」から「8 万 1,500 円」に改め、新たに第 9 号として、合計所得金額 800 万円未満を第 9 段階として年額 8 万 9,600 円に。

次のページをお開きください。

第 10 号として、合計所得金額 1,000 万円未満で 9 万 7,800 円。

第 11 号として、それ以外としまして 10 万 8,600 円を追加するものでございます。

なお、附則としまして、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、第 4 段階の保険料率の特例として 4 万 8,900 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

No.76 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 29 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野副市長。

No.77 ○副市長(平野 隆君)

議案第 29 号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出しますのは、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い必要があるからであります。

内容の説明をいたしますが、大きな内容変更でない部分につきましては、割愛させていただきますので、よろしくお願いします。

1枚おはねください。

まず、上から3行目の第2条第1項の改正は、印鑑の登録資格の規定であります。本市の住民基本台帳に記録されている者とすると改めるものであります。

次に、8行目の第5条第2項第1号中の改正は、これは登録印鑑の規定であります。字句を削り、「氏名、氏、若しくは名又は氏名の一部」というものを「氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部」というふうに変更するものであります。

さらに、同条に新たに第3項を加えます。これは、印鑑登録ができる規定を加えたもので、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができるというものであります。

次に、中段からの第6条第3号中の改正は、登録事項の規定であります。字句を加え、同条の第6号を第7号とし、新たな第6号を加えます。

これは、印鑑登録原票に登録する事項を追加するもので、カタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記を登録するというものであります。

次に、下から7行目の第11条第1項の改正は、印鑑登録証明書の規定であります。第6条の改正内容とほぼ同じであり、印鑑登録証明書に記載する事項を定めているものであります。

次に、1枚はねていただきますと、上から2行目からの第14条第1項中及び第2項中の改正は、印鑑の登録抹消に関する規定であります。それぞれ字句を改め、所要の改正を行うものであります。

附則として、第1項、この条例は平成24年7月9日から施行いたすものであり、第2項、第3項は、職権関係の規定でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.78 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第30号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

No.79 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第 30 号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、長久手市の市制施行に伴い、組合を組織する地方公共団体の名称及び組合議会の選挙区について所要の規定の整備を行う必要があるからでございます。

内容を説明いたしますので、1ページおめくりください。

まず、第5条第1項の人数でございますが、組合議会議員の総数を、旧長久手町が市のグループに入ることによって構成団体数が増えるため、議員の数も1名増やすことになり、「13人」を「14人」に改定するものでございます。

続いて、別表第1につきましては、「長久手町」を「長久手市」に表現を改めるものであり、別表第2の1区の項で規定されております議員定数を、旧長久手町が市のグループに入ることによって、議員の数を「4人」から「5人」に改定し、さらに構成団体名を市のグループに移しかえる改定を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約の別表第1の規定は、平成24年1月4日から適用するものでございます。

また、変更後のこの規約の別表第2の規定は、県知事の許可のあった日以後、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.80 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 31 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

鈴木経済建設部長。

No.81 ○経済建設部長(鈴木重利君)

議案第 31 号 愛知中部水道企業団規約の変更についてご説明します。

愛知中部水道企業団規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、愛知中部水道企業団の共同処理する事務に公共下水道等の使用料徴収に関する事務を加えるため必要があるからであります。

次のページをお開きください。

本文、上から3行目、第3条を次のように改めます。

共同処理する事務として、第3条 企業団は、次に掲げる事務を処理する。

第1号 水道事業の計画、建設及び経営管理に関する事務。

第2号 公共下水道等の使用料徴収に関する事務(調定を除く。)

附則、この規約は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。

No.82 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 32 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

No.83 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

それでは、議案第 32 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明させていただきます。

地方自治法第 291 条の3第3項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別添のとおり変更することについて、議決を求めるものでございます。

この案を提出するのは、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正により、規約を変更する必要があるからです。

1枚おめくりください。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の別表第3の備考中、「及び外国人登録原票」を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成 24 年7月9日から施行するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、この規約による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合規約別表第3の規定は、平成 25 年度以降の年度分の負担金について適用し、平成 24 年度分までの負担金については、なお従前の例によります。

以上で説明を終わります。

No.84 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 33 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山行政経営部長。

No.85 ○行政経営部長(横山孝三君)

議案第 33 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算書(第6号)についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億 5,433 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 193 億 2,399 万 6,000 円とするものでございます。

例年、3月の補正予算は執行残等の減額がほとんどであります。今回の補正予算に

つきましては、国の第3次補正事業の緊急防災・減災事業に係る消防通信共同化に伴う無線機整備事業及び学校耐震化工事の増額がありますが、繰越明許となっております。これは後ほど説明させていただきますので、ここでは省略させていただきます。

それでは、歳出より主なもののみご説明申し上げますので、19 ページ、20 ページをごらんください。

1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費の市議会議員報酬 949 万円と期末手当 698 万 6,000 円の減は、議員定数が 22 名から 20 名となり、2名減によるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、21、22 ページをごらんください。

2款 総務費、1項 総務管理費の中ほどの7目 財産管理費、1の庁舎維持管理事業の庁舎等営繕工事費 1,221 万 1,000 円減は、屋上防水改修工事、空調機更新工事、地上デジタル放送改修工事の契約残でございます。

続きまして、3枚おめくりいただきまして、27、28 ページをごらんください。

同じく総務費、4項 選挙費、4目 市長・市議選挙費、市長・市議選執行事業の超過勤務手当 939 万 1,000 円減は、選挙当日の投票事務従事分を振替休日に変更及び開票事務時間の短縮によるものでございます。

同じ説明欄の一番下の選挙公営交付金 804 万 9,000 円減につきましては、対象は選挙ポスター印刷、選挙カー燃料費等の執行残でございます。

1枚おめくりいただきまして、29、30 ページをごらんください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、4の国民健康保険特別会計繰出事業の繰出金3億 860 万 4,000 円増は、主に医療費の増によるものでございます。

1枚おめくりいただいて、31、32 ページをごらんください。

2項 児童福祉費、2目 保育園費、2の保育事業の民間保育所運営費補助金 1,755 万 5,000 円減は、職員人件費及び入所者数の減によるものでございます。

続いて、1枚おめくりいただきまして、33、34 ページをごらんください。

下段の4款 衛生費、2項 清掃費、1目 清掃総務費、2の東部知多衛生組合負担金事業の負担金 2,603 万円減は、事業の確定によるものでございます。

2枚おめくりいただきまして、37、38 ページをごらんください。

6款 農林水産業費、1項 農業費、5目 農地費、1の土地改良事業、農業土木工事費 664 万円減は、県費補助の減額に伴うものでございます。

1つ飛んで、地域用水環境整備事業負担金 1,764 万 5,000 円減は、勅使池整備費の県営事業の減額に伴うものでございます。

その下の6目 総合整備事業費、1の農村集落家庭排水施設特別会計繰出事業の繰出金 1,185 万円減は、繰越金で充当するため、繰出金を減額するものでございます。

続いて、2枚おめくりいただきまして、41、42 ページをごらんください。

下段の8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、3の都市計画事務事

業、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 2,160 万円減であります。民間木造住宅耐震改修工事の補助を 120 件見込んでおりましたが、実績は 74 件となったためによるものでございます。

続いて、1枚おめくりいただきまして、43、44 ページをごらんください。

4目 公園事業費、1の大原公園整備事業、公園施設築造工事費 1,740 万円減は、国庫補助金の減額により事業を縮小したことによるものでございます。

続いて、5目 都市下水路費、1の下水道事業特別会計繰出事業の繰出金 2,440 万 7,000 円減は、入札残等の事業精査により繰出金を減額するものでございます。

続きまして、3枚おめくりいただきまして、49、50 ページをごらんください。

10 款でございます。

10 款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費、1の小学校施設維持管理事業、各小学校営繕工事費 9,400 万円減は、双峰、大宮、唐竹、三崎小学校の耐震補強工事に係る入札残によるものが主な減となります。

下段の3項 中学校費、1目 学校管理費、2の中学校施設維持管理事業、各中学校営繕工事費 5,900 万円減は、豊明中学校の耐震補強工事に係る入札残によるものが主な減となります。

続きまして、3枚おめくりいただき、55、56 ページをごらんください。

同じく教育費の5項 保健体育費、3目 学校給食費、3の給食センター維持管理事業、設計委託料 769 万 2,000 円減であります。栄調理場の耐震補強設計業務は、Is値 0.78 の耐震診断結果が出たことによりまして、取りやめたことによるものでございます。

同じく4の給食センター施設整備事業、給食センター備品購入費 1,006 万円減は、食缶洗浄機、食器消毒保管庫などの入札残によるものでございます。

下段の 13 款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費、財政調整基金積立金 2,394 万 4,000 円増は、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

同じく2目 教育施設建設及び整備基金費の基金積立金 1,999 万 3,000 円増につきましては、条例積み立てでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、7ページ、8ページをごらんください。

1款 市税、1項 市民税、1目 個人の所得割 2,200 万円増収。

2目 法人の税割 7,500 万円増収。

同じく2項 固定資産税、1目 固定資産税 4,200 万円増収。

同じく4項 たばこ税、1目 たばこ税 3,100 万円増収で本年度を見込んだものでございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページ、10 ページをごらんください。

7款 自動車取得税交付金、1項 自動車取得税交付金、1目 自動車取得税交付金の 2,900 万円減は、実績により減額をいたしました。

13 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金は、歳出の減額に伴って減額となっておりますが、10 ページの説明欄の下段の公立学校施設耐震化補助金1億 794 万 8,000 円は、国の第3次補正事業の緊急防災・減災事業に係る学校耐震化工事であります。

1 枚おめくりいただきまして、11 ページ、12 ページをごらんください。

下段の 14 款 県支出金の減額につきましても、国庫支出金と同様に、歳出の減額に伴うものでございます。

2 枚おめくりいただきまして、15、16 ページをごらんください。

中段の 16 款 寄附金、1 項 寄附金、1 目 一般寄附金、競馬場周辺整備事業寄附金 4,030 万円減は、JRAの売り上げの減少に伴い減額となりました。

1 枚おめくりいただきまして、17、18 ページをごらんください。

20 款 市債、1 項 市債、土地改良事業債を始めとする市債の減額の総額は2億 230 万円であり、これらは、事業費の減に伴うものでございます。

増額分といたしまして、2 目 消防債、通信共同化事業 9,320 万円と、3 目 教育債、学校施設耐震事業2億 1,840 万円は、国の第3次補正事業の緊急防災・減災事業に対応するものでございます。

戻っていただきまして、6 ページをごらんください。

第2表の繰越明許費でございます。

先ほどご説明いたしましたとおり、国の第3次補正事業の緊急防災・減災事業であります。

9 款 消防費の消防施設設置事業 9,340 万円は、消防通信共同化に伴うデジタル無線機整備費負担金であります。

10 款 教育費の小学校施設維持管理事業2億 4,605 万 7,000 円は、中央、豊明、大宮、唐竹小学校の耐震補強工事費等であります。

同じく中学校施設維持管理事業 8,129 万 1,000 円は、栄中学校の耐震補強工事費等であります。

続きまして、第3表 地方債補正であります。

追加は、前にご説明いたしましたとおり、繰越明許費の事業に対応するものでございます。

廃止、変更につきましては、主に事業費の減によるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.86 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 34 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部次長。

No.87 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

それでは、議案第 34 号 平成 23 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算書(第 2 号)につきましてご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,344 万 6,000 円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ 69 億 8,979 万 3,000 円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、補正予算書の 8 ページ、9 ページをごらんください。

初めに、上段の表の 1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、保険給付事業の国保情報処理業務負担金 255 万 7,000 円の増額は、5 月から新システムの変更予定でございましたけれども、東日本大震災の影響で 10 月に稼働となって 5 カ月遅れたために、延期に係る費用負担が発生したためでございます。

続きまして、2 款 保険給付費であります。1 項 1 目 一般被保険者療養給付費 6,372 万 3,000 円の増額は、インフルエンザ等により医療費に不足が見込まれますので、増額するものでございます。

続きまして、同じく 2 目 退職被保険者等についても 3,617 万 6,000 円、医療費に不足が見込まれますので、増額するものでございます。

続きまして、3 目 一般被保険者療養費 379 万 1,000 円の増額は、鍼灸、コルセットなどの需要が伸びたためでございます。

続きまして、10 ページ、11 ページをごらんください。

2 項 高額療養費、1 目 一般被保険者高額療養費の 899 万円の増額は、高度技術医療による入院の医療費が伸びたためでございます。

その下の 2 目 退職被保険者等高額療養費につきましても、同様に 54 万 4,000 円増額するものでございます。

続きまして、その下の 11 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、3 目 償還金は、平成 22 年度分の療養給付費に係る国の補助金が確定したことによる返還金で、3,766 万 5,000 円の増額でございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4 ページ、5 ページをごらんください。

まず 1 款 1 項 1 目 一般被保険者国民健康保険税を総額で 1 億 8,831 万 6,000 円減額をするものであります。これは、保険税の最終収納見込額を精査した結果、減額をするものでございます。

続きまして、2 款 国庫支出金、1 項 1 目 療養給付費等負担金 2,601 万 1,000 円を増額するものでございます。これは、歳出に計上いたしました医療費の 34%相当額が国より交付されるものでございます。

同じく 2 項 国庫補助金、1 目 財政調整交付金 255 万 7,000 円の増額は、歳出で説明いたしました国保情報処理業務負担金で、100%国庫負担でございます。

続きまして、6 ページ、7 ページをごらんください。

5款 県支出金、2項 県補助金、2目 財政調整交付金を459万円増額するものでございます。これは、歳出に計上いたしました医療費の6%相当額が県より交付されるものでございます。

続きまして、その下、8款 繰入金、その他一般会計繰入金3億860万4,000円の増額は、会計上不足する額を一般会計より繰り入れするものでございます。

以上で説明を終わります。

No.88 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第35号について理事者より提案理由の説明を求めます。

前田都市計画課長。

No.89 ○都市計画課長(前田 鑛君)

それでは、議案第35号 平成23年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,825万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億956万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費でございます。7ページ上段の一般管理事務事業でございますが、右端の説明欄にありますように、消費税及び地方消費税723万円を減額するものでございます。

減額の理由といたしましては、確定申告の予定納税額が減額になったためでございます。

続きまして、2款1項1目の流域関連維持管理費でございますが、7ページ中段の流域関連維持管理事業の右端の説明欄にございますように、マンホールポンプ保守点検委託料100万9,000円及び営繕工事費270万円を減額するものでございます。

減額の主な理由といたしましては、保守点検委託料につきましては入札残、営繕工事費につきましては流域関連の施設保守箇所が当初の見込みよりも少なかったためでございます。

続きまして、3款1項2目の建設費でございます。公共下水道築造事業でございますが、管渠設計等委託料31万7,000円及び管渠等築造工事費500万円、並びに物件移転等補償費200万円をそれぞれ減額するものでございます。

主な減額の理由としましては、当初想定していた管理者施工分の築造工事件数が少なかったためでございます。

また、物件移転等の補償費につきましては、対象となる補償の発生が生じなかったために減額となりました。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

4款1項1目 元金でございます。9ページ上段の公債費元金償還事業でございますが、1,709万円を一般財源に財源振替するものでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、4ページ、5ページにお戻りください。

3款1項1目の繰入金でございます。5ページ上段の一般会計繰入金でございますが、説明欄にありますように、一般会計繰入金 2,440万7,000円を一般財源に財源振替を行い、減額するものでございます。

続きまして、4款1項1目の繰越金でございます。繰越金、前年度繰越金 615万1,000円は、公債費元金償還事業に充てるため増額となるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.90 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第36号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷総務防災課長。

No.91 ○総務防災課長(神谷元弘君)

それでは、議案第36号 平成23年度豊明市土地取得特別会計補正予算書(第1号)についてご説明をいたします。

それでは、予算書の1ページお願いをいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から725万6,000円を減額して、歳入歳出予算総額を2,394万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明をいたしますので、4ページ、5ページをお願いをいたします。

上段の1款1項1目1節 土地売払収入726万1,000円の減額をします。これは、未利用地を売却したことによる減額でございます。

下段の3款2項1目1節 預金利子5,000円の増額でございます。これは、土地開発基金の預金の利子でございます。

それでは、歳出の予算に移らせていただきます。

6ページ、7ページをお願いをいたします。

上段の2款1項1目 土地開発基金繰出事業、この土地開発基金繰出金は5,000円の増額でございます。これは、基金の預金利子を基金に積み立てるものでございます。

下段の3款1項1目 土地開発基金償還事業、土地開発基金償還金726万1,000円の減額です。これは、歳入でご説明しましたように、未利用地の売却による収入減によるものでございます。

以上でございます。

No.92 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 37 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

前田都市計画課長。

No.93 ○都市計画課長(前田 鑛君)

それでは、議案第 37 号 平成 23 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額は変更なく、歳入歳出予算の総額を 6,540 万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目の維持管理費でございます。排水施設維持管理事業でございますが、説明欄にございますように、25 万 1,000 円を一般財源に財源振替するものでございます。

続きまして、3 款 1 項 1 目の元金でございます。7 ページ中段の公債費元金償還事業でございますが、説明欄にありますように、935 万 7,000 円を一般財源に財源振替するものでございます。

続きまして、3 款 1 項 2 目の利子でございます。公債費利子償還事業でございますが、174 万 2,000 円を一般財源に財源振替するものでございます。

4 款 1 項 1 目の予備費でございます。7 ページ下段の予備費につきましては、50 万円を同じように一般財源に財源振替するものでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、4 ページ、5 ページをお願い申し上げます。

3 款 1 項 1 目の繰入金でございます。一般会計繰入金の説明欄にございますように、1,185 万円を一般財源に財源振替を行うため減額となるものでございます。

続きまして、4 款 1 項 1 目の繰越金でございます。繰越金の説明欄にございますように、前年度繰越金 1,185 万円を増額するものでございます。

ここで、すべての振替、減額、増額につきましての理由でございますが、平成 23 年度当初予算時において、一般会計繰入金を歳入財源として予算化させていただきましたが、繰越金及び使用料の増加により経営が安定したため、一般会計繰入金が必要となったものでございます。

以上で説明を終わります。

No.94 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 38 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

前田都市計画課長。

No.95 ○都市計画課長(前田 鑛君)

続きまして、議案第 38 号 平成 23 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算書(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 86 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,013 万 9,000 円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開きください。

2款1項1目の維持管理費でございます。有料駐車場維持管理費でございますが、説明欄にありますように、地下駐車場監視カメラ設置工事における入札残 86 万 1,000 円を減額するものでございます。

3款1項1目の元金でございます。公債費元金償還事業の説明欄にもございますように、54 万 6,000 円を一般財源に財源振替をするものでございます。

振替の理由といたしましては、当初予算で一般会計繰入金を歳入財源として予算組みをお認めいただきましたが、繰越金の増加及び工事請負費の減少により支出が抑えられたため、一般会計繰入金が不要となったためでございます。

続きまして、3款1項2目の利子でございます。7ページ中段の公債費利子償還事業でございます。右端の説明欄にございますように 10 万 4,000 円を一般財源に財源振替するものでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、4ページ、5ページをお開きください。

1款1項1目の使用料でございます。有料駐車場使用料でございますが、説明欄にありますように 110 万円を減額するものでございます。

減額の理由としましては、前年使用料をもとに予算組みをお認めいただきましたが、駐車場利用者の減少によりまして減少するものでございます。

続きまして、2款1項1目の繰入金でございます。一般会計繰入金でございますが、65 万円を減額するものでございます。

最後に、3款1項1目の繰越金でございます。説明欄にございますように、前年度繰越金 88 万 9,000 円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.96 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、議案第 39 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田高齢者福祉課長。

No.97 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

議案第39号 平成23年度豊明市介護保険特別会計補正予算書(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,274万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,599万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明しますので、8ページ、9ページをお開きください。

1款3項2目 認定調査等費の67万8,000円の増額につきましては、説明欄にありますように、介護認定に必要となる主治医意見書の作成件数が、当初の見込みより約80件、率にして8%ほど伸びる見通しのため、増額するものでございます。

次に、その下、2款1項1目 居宅介護サービス給付費の4,336万4,000円の増額につきましては、通所介護、いわゆるデイサービスの利用者が当初より570件ほど増加する見込みであり約4,560万円、また、訪問介護が200件ほど伸びる見込みで、1,400万円ほど増額する見通しとなりました。

逆に、短期入所生活介護、いわゆるショートステイであります、220件ほど減少する見通しであり、1,600万円ほど減額となります。その差額分を補正増するものであります。

次に、4款1項1目 介護給付費準備基金積立金の869万9,000円の増額は、第1号被保険者の保険料を準備基金に積み立てるもので、これは、平成22年度の繰越金と利子及び給付費等の追加交付分に相当する保険料を充てるものでございます。

次に、歳入について主な事業を説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

3款 国庫支出金、1項1目 介護給付費負担金の増額1,749万3,000円及びその下の4款 支払基金交付金、1項1目 介護給付費交付金1,653万9,000円、そして下段の5款 県支出金、1項1目 介護給付費負担金の759万7,000円は、説明欄にあります現年度介護給付費につきまして、歳出でお話をしました居宅介護サービス給付費の公費負担分であります。それぞれ国庫が25%、支払基金が30%、県が12.5%となっております。

また、過年度分介護給付費負担金につきましては、平成22年度の事業確定による追加交付分であります。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

上段の6款 財産収入、1項1目 利子及び配当金の14万6,000円は、介護準備基金の利子であります。

次に、7款 繰入金、1項1目 介護給付費繰入金542万1,000円は、歳出で説明しました居宅介護サービス費の繰り入れ分であり、その下の4目 その他一般会計繰入金の67万8,000円は、歳出の認定調査等費の繰り入れ分であります。

その下、8款 繰越金、1項1目 繰越金は、平成22年度の繰り越し分として、歳出でお話をしました介護給付費準備基金積立金に積み立てるものであります。

以上で説明を終わります。

No.98 ○議長(平野敬祐議員)

以上で日程8を終わります。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

午後2時2分休憩

午後2時19分再開

No.99 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

三浦桂司議会運営委員長。

No.100 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

議長よりご指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、動議第1号 予算特別委員会の設置についてが提出されました。

本日の日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.101 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より動議第1号が提出されておりますので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.102 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第1号 予算特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

安井 明議員、登壇にて説明願います。

No.103 ○16番(安井 明議員)

それでは、動議第1号の提案説明をさせていただきます。

予算特別委員会の設置について、豊明市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

提案理由は、地方自治法第110条第4項及び豊明市議会委員会条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容を説明しますので、ページをおめくりください。

豊明市議会に予算特別委員会の設置を求めるもので、平成24年度豊明市一般会計予算を始め8特別会計予算を付託し審査するために、特別委員会の設置を求めるものであります。

委員の定数は、10名とし、本特別委員会は、審査終了まで存続するものとします。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.104 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.105 ○議長(平野敬祐議員)

以上で動議第1号に対する質疑を終結いたします。

本案は議員提出案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.106 ○14番(山盛左千江議員)

予算特別委員会の設置について、賛成の立場で討論いたします。

この予算特別委員会の設置については、今回の開会の2週間前、2月14日の議会運営委員会において提案をされました。大変唐突でありましたので、いろいろと心配事も多く、悩んだところではあります。予算委員会の設置というものの意義は十分感じておりますので、私も賛成者として名前を挙げさせていただくことにいたしました。

ただ、懸念することもございます。他の市町におきましては、予算にかかわる議員は全員であったほうがよいという考えに基づきまして、全議員が予算委員会の委員になっているという、そういった議会もたくさんございます。

急遽、半分ということになりまして、我が会派の新人議員も、付託された委員会の内容について予算の準備をしていた議員もおりますので、大変残念がっております。

もう少し早くご提案いただければ、また、本市にとっての予算委員会がどういったものであるべきかという議論が十分尽くされたのであれば、よかったなというふうに思っております。

ただ、試行であるということも議運の中でお話がされておりますので、今後の予算特別、あるいは予算委員会の設置につきましては、十分な議論の上に、さらにより形で設置されていくものと信じ、私もそのために尽力していきたいという気持ちでおります。

というような理由から、この特別委員会の設置には賛成いたしますが、今後については十分な審議の上、皆さんのご協力をお願いいたしまして、討論を終わります。

No.107 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

以上で討論を終結し採決に入ります。

動議第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.108 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま当初予算案を付託するために設置されました予算特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.109 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき、お手元に配付をいたしました予算特別委員会の委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.110 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付をいたしました予算特別委員会の委員選任表のとおり指名することに決しました。

ただいまより、予算特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時52分再開

No.111 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に予算特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には、毛受明宏議員、副委員長には、伊藤 清議員が互選されました。

また、委員会の運営についても協議されていますので、その結果を委員長より報告を願います。

毛受明宏予算特別委員長。

No.112 ○予算特別委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、予算特別委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

ただいま議長より報告されましたとおり、予算特別委員会の委員長には私、毛受明宏が、また副委員長には伊藤 清議員が互選されましたので、各委員のご協力のもと、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、予算特別委員会の運営でありますがお手元に配付されております予算特別委員会審査方法のとおり、3月15日と3月16日の2日間にわたり開催し、15日より一般会計の説明及び質疑を行い、その後に特別会計の説明及び質疑を行った後、討論は一括して行い、また採決は議案ごとに行うということで進めることになりましたので、ご承知おき願います。

以上で報告を終わります。

No.113 ○議長(平野敬祐議員)

正副委員長さんには、ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明2月29日及び3月1日の2日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.114 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、明2月29日及び3月1日の2日間を休会とすることに決しました。

3月2日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後2時55分散会